

平成 30 年 6 月 20 日

成 協 信 用 組 合

大阪府北部を震源とする地震において被災された皆さまへ

平成 30 年大阪北部を震源とする地震により被害を受けられた皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。

このたびの災害による被害により災害救助法が適用された大阪府大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、箕面市、摂津市、四條畷市、交野市、三島郡島本町内の被災された皆さまの早期の復旧に向けた支援を行うため、当組合では、今回被災された皆さまに対しまして、下記の対応をさせていただきますので、お知らせいたします。

なお、ご不明な点につきましては、ご遠慮なく当組合営業店窓口にお問い合わせください。

記

1. 預金の通帳・証書・印章などを紛失された場合でも、預金者本人であることを確認のうえお支払い手続きを取らせていただきます。
2. 定期預金などの満期日前の払出しについても、ご相談を承ります。
3. 今回の地震被害による障害のため支払期日が経過した手形の取り立てが必要な場合はご相談ください。
4. 汚損した通貨の両替などは窓口でご対応いたします。
5. 地震災害の復旧、応急資金などのご融資や、借入金の返済条件の変更などのご相談につきましては、営業店の融資窓口にご相談ください。

以 上